



令和 7 年 9 月改訂版

越前町通学支援補助制度のご案内



対 象 者

越前町に在住し、高校等への通学のために定期券を購入した生徒(※)の保護者で町税の滞納がない方
町外から丹生高校に通うために定期券を購入した生徒の保護者
(※)ここでいう生徒は、令和 7 年 4 月 2 日時点において 18 歳未満で申請時に町内に居住する高校生をいう。

補助額の算出方法

(丹生高校)

①町内生徒

通学するために購入した通学定期券の費用の全額を補助します。(※1)(※2)

②町外生徒

通学するために購入した通学定期券の費用の3 割を補助します。(※1)(※2)

(丹生高校以外)

③電車定期のみ購入

電車の定期券購入額から 5,000 円/月を控除した額の 5 割を補助します。(※1)(※2)

※乗降場所が町外のみのバス定期を購入した場合も同様(例：ハピライン+学園線)

④バス(併せて電車)定期を購入

バス・電車の定期券購入額の 5 割(価格の上限月額 25,000 円。超過分は全額補助。)(※1)(※2)

【③の例】 福鉄電車 100,000 円(1 年券)のみ購入した場合

$$(100,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月}) \times 0.5 = 20,000 \text{ 円 (補助額)}$$

【④の例 1】 福鉄バス 280,000 円(6 ヶ月券×2)を購入した場合

$$280,000 \text{ 円} \times 0.5 = 140,000 \text{ 円 (補助額)}$$

【④の例 2】 福鉄バス(280,000 円)と福鉄電車(100,000 円)を購入し、定期代が月額 25,000 円を超える場合

$$(280,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円}) - (\text{上限 } 25,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月}) = 80,000 \text{ 円 (超過分)}$$

$$80,000 \text{ 円} + (\text{上限 } 25,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} \times 0.5) = 230,000 \text{ 円 (補助額)}$$

補助対象路線

バ ス : 福鉄バス、京福バス

電 車 : 福井鉄道、ハピラインふくい、えちぜん鉄道

申 請 方 法

ステップ1 通学に必要な定期券を購入してください。

(令和 7 年度補助制度の対象となる定期の期間は令和 7 年 4 月～8 年 3 月になります)

ステップ2 「越前町通学支援補助金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入し、購入した定期券又は内容控の写し、生徒証の写し(新 1 年生は合格通知書の写し)、振込先口座が分かる通帳の写しを添えて、企画振興課または各住民サービス室に申請してください。

(※1) 算出した補助額に 100 円未満の金額がある場合は切捨てとします。

(※2) 1 ヶ月、3 ヶ月定期など 6 ヶ月未満の定期券を購入した場合の補助額は、同区間の 6 ヶ月定期券価格×購入月数/6 を定期券購入額として算出します。

ただし、福井鉄道(たけふ新～田原町)は、同区間の 1 年定期券価格×購入月数/12 を定期券購入額として算出します。

(※3) 本制度を利用して購入した定期券の払戻しを希望する場合は、事前に企画振興課までご連絡ください。補助相当額を返金していただくことになります。

問い合わせ先 : 企画振興課 0778-34-8702